

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】DC拠出限度額の見直しについて （政令案パブリックコメント）

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2021年5月27日、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案」を公表し、パブリックコメント手続きに付しました（6月25日まで意見募集）。

DC拠出限度額の見直し（※）を行うため、DC法施行令等の改正を行うものであり、当パブリックコメントにおいて、その施行期日が「2024年12月1日」であることが明らかになりました。

※DCの拠出限度額について、DBごとの掛金相当額を反映するもの。

なお、当見直しの概要については、これまで以下の年金NEWS等でご案内してきた内容となります。

<ご参考>

DC拠出限度額の見直しについて（年金NEWS）

http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/715_nenkin_news_20201211_1.pdf

http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/715_nenkin_news_20201211_2.pdf

改正案の概要は以下のとおりです。

(1) 企業型DCの拠出限度額の見直し

DB等の他制度(※1)に加入している者の企業型DCの拠出限度額について、以下のとおり見直しを行う。

【見直し前(2022年10月改正)】

月額2.75万円

【見直し後(2024年12月改正)】

月額5.5万円ー他制度掛金相当額(※2)

※1 「他制度」とは、確定給付企業年金(DB)、私立学校教職員共済制度および石炭鉱業年金基金をいう。

※2 「他制度掛金相当額」とは、企業型DCの事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。
なお、これまでの企業年金・個人年金部会資料や、上記年金NEWSでは、「DB(ごとの)掛金相当額」「DB仮想掛金額」等と表現されていたもの。

(2) 個人型DC(iDeCo)の拠出限度額の見直し

DB等の他制度または共済組合(※3)に加入している者の個人型DCの拠出限度額について、以下のとおり見直しを行う。

【見直し前(2022年10月改正)】

月額1.2万円

(ただし、企業型DCの事業主掛金との合計が月額2.75万円以下)

【見直し後(2024年12月改正)】

月額2.0万円

(ただし、企業型DCの事業主掛金、他制度掛金相当額および共済掛金相当額(※4)との合計額が月額5.5万円以下)

※3 「共済組合」とは、国家公務員共済組合および地方公務員等共済組合をいう。

※4 「共済掛金相当額」とは、企業型DCの事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。

また、他制度のみに加入する者について、個人型DCにおいて拠出可能な掛金額が、他制度掛金相当額によって、個人型年金規約で定める最低額（5,000円）を下回る場合、資産額が一定額以下である等の要件を満たせば脱退一時金を受給できることとする。

（3）存続厚生年金基金の加入員に係る拠出限度額の見直し

存続厚生年金基金の加入員に係る企業型DCおよび個人型DCの拠出限度額について、（1）および（2）と同様の措置を講じる。

（4）経過措置

この政令の施行の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、「月額5.5万円－他制度掛金相当額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とし、この政令の施行の際の企業型年金規約に基づいた従前の掛金拠出を継続することを可能とする。

ただし、この政令の施行の日（2024年12月1日）以後に、企業型年金規約のうち事業主掛金に関する事項を変更した場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当したときは、拠出限度額を、「月額5.5万円－他制度掛金相当額」とする。

※個人型DC（iDeCo）については、経過措置は設けられていない。

施行期日等については、以下のとおりとされています。

- ・ 公布日 : 2021（令和3）年7月上旬（予定）
- ・ 施行期日 : 2024（令和6）年12月1日（※）

※全てのDB等において他制度掛金相当額を算定する必要があること等を踏まえ、
施行までに十分な準備期間を確保するため、2024年12月1日とする。

- 確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生
年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を
改正する政令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210056&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210056&Mode=0)

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご
覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202106-170-0089-D